

第19回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成29年9月15日(金) 午後4時00分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 平成29年9月15日(金) 午後4時23分

4. 出席委員(16人)の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員(0人)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第91号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第92号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第93号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後4時00分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第19回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、7番棟方廣光委員と、8番川村博行委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第91号から議案第93号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思っております。ご異議ございませんか。

【なし】

- 議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第91号に関する農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。
7番、棟方廣光委員。
- 佐藤委員 はい、7番棟方です。それでは、報告をいたします。
去る9月4日、貴田徳正委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。
- 議長 それでは、議案第91号について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第91号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は7件です。No.1からNo.7について説明いたします。
平成29年8月25日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が4件、贈与が2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。
- 議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第92号について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第92号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。
- 議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第93号について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第93号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。
- 【鶴田農業振興地域整備計画の変更案について説明】
- 議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第91号から議案第93号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第51号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第51号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No.1、No.2については、
相続により所有権を取得したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後4時10分)

議 長 再開します。(午後4時22分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第19回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時23分)